

### 第 3 5 号議案

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

#### 豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は病院事業管理者 2
- (4) 市の職員（前 2 号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長、市の委員会の委員、市の職員等の市に対する損害賠償責任の一部免責について定める必要があるからである。